

## 2019 年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の交渉集約にあたって

本部は本日 13 時、2019 年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求についての交渉を集約し、会社に対し妥結を通告しました。

本部は 2 月 12 日、申第 30 号「2019 年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」により、基本給の一律 6,000 円引き上げ、定期昇給制度の是正、3.5 箇月分の夏季手当と専任社員への 5 万円プラス支給、諸労働条件の改善などについて会社に要求しました。

交渉は 2 月 19 日の第 1 回団体交渉からスタートし、再申し入れを含め 7 回の団体交渉を行いました。本部は、「過去最高益をまたもや更新した原動力は、何よりも組合員をはじめ、現場の社員が日々安全・安定輸送を支え、休日出勤や災害時の対応等、不本意ながらも会社による一方的な施策等への協力があつたがゆえの結果である。この間抑えられている労働力に対する賃金を一律 6,000 円引き上げること。夏季手当 3.5 箇月分、特に専任社員の苦労にも応え支給すること。出向会社も含めた労働条件や諸手当を改善すること」と、会社に対して強く満額回答を求めました。しかし会社は、「経済の先行き不透明感、世間相場と比較した高い賃金水準、既に 5 年連続でベアを実施してきたこと」等を理由に、これ以上の賃金の改善に難色を示しました。又、夏季手当、諸労働条件の改善についても組合と対立する考え方を示しました。

粘り強い交渉の結果、会社は 3 月 14 日、第 6 回団体交渉で 35 歳ポイントの基準内賃金を定期昇給とは別に 1,300 円 (0.40%) 引き上げる。夏季手当については支給月数を 3.05 箇月とすると回答しました。しかし本部は、要求とかけ離れたこの回答に不満を表明し、持ち帰り検討した結果、あらためて基本給の一律 6,000 円引き上げ、定期昇給制度の是正、夏季手当 3.5 箇月分と専任社員へのプラス 5 万円の支給について同日再申し入れを行いました。

3 月 19 日、再申し入れに対する団体交渉を開催し、回答の撤回と要求の満額回答を強く迫り、上積みを目指しました。しかし会社は態度を変えることなく、全ての項目で対立を確認しました。本部は持ち帰り、3 月 23 日の第 11 回中央執行委員会において検討しましたが、J R 東海ユニオンの即日先行妥結をはじめとする否定的な現実を踏まえ、これ以上の前進は困難と判断し、2019 年度賃金引き上げ、夏季手当交渉について集約する判断をしました。

今次交渉において、組合員の皆さんはもとより、多くの支援激励を下さった他労組組合員の方々に感謝し交渉集約の見解とします。

2019年3月25日

J R 東海労働組合